

高槻市立埋蔵文化財調査センター
照明設備ＬＥＤ化改修仕様書

1. 業務名称 高槻市埋蔵文化財調査センター照明設備ＬＥＤ化改修

2. 履行場所 高槻市立埋蔵文化財調査センター
高槻市南平台五丁目２１－１

3. 業務目的

脱炭素社会に向け、CO2排出量等環境負荷の削減が求められているなか、公共施設等の照明をＬＥＤへ改修することで大きなエネルギーの削減効果が見込める。主要メーカーが蛍光灯の生産を令和９年までに生産中止となることから、ＬＥＤへの切替えを行っていくことを目的として、施設の省エネ化を図るものとする。

4. 業務内容

- ① 添付配灯図及び照明リストに掲げる照明器具を LED 照明器具に更新
- ② ①に伴う撤去器具、廃材などの処分
- ③ 作業計画書の提出
- ④ 各書類の作成

5. 工期

契約締結日から令和９年３月３１日まで

6. 一般事項

- ① 本修繕業務に関係する関連法令を遵守すること。
- ② 本修繕業務は本仕様書及び下記図書に従い、適正に修繕すること
国土交通省官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 最新版
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 最新版
電気設備工事監理指針 最新版
公共建築改修工事標準仕様書 最新版
- ③ 工事完了後、市職員立会いの下、完了検査を行うこと。
- ④ 完了検査の指摘事項については履行期間内に手直しを行う。
- ⑤ 本修繕業務により発生する撤去品、その他廃棄物の運搬・処分は関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項については、その都度市と協議し取り決めること。

7. LED の仕様

- ① 原則として器具の交換とする。但し、意匠性及び器具交換による石綿含有工事となる場合、特注器具等の制作が必要となる場合に関してはランプ交換も認める事とする。
- ② 照明器具等は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」すべてに登録対応機種を持つ国内メーカーの製品とすること。（公共施設用照明器具に機種設定のない LED 直管ランプ等及びその他 LED 照明についても同様に上記登録対応機種を持つ国内メーカーが製造した製品とすること。）
- ③ 照明器具等は、ISO9001（品質）の認証取得工場で製造された製品とする。
照明器具等は、ISO14001（環境）の認証取得工場で製造された製品とする。
- ④ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵・調光器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ⑤ 照明器具の保証期間は2年とし、保証期間内 については交換費用も受注者において負担するものとする。
- ⑥ 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- ⑦ 詳細については、添付 「機種仕様書」「配灯図」 を参照すること。【ランプ交換】と記載しているものについては器具本体を残してランプ交換を可とする。必要に応じてバイパス工事を行うこと。
- ⑧ LED 照明器具は添付 「機種仕様書」の型番を参考として、要求水準同等以上のものを選定すること。
- ⑨ 一体型ベースライトに関して、電源はユニット側に内蔵されている仕様であること。
- ⑩ LED 照明器具は添付「機種仕様書」に示す性能（定格光束、定格消費電力、発光効率）を有する LED 照明器具を選定し、事前に発注者の承認を得ること。なお、仕様承認については契約後1か月以内に仕様の確認できる資料を添付して承認を得ること。要求水準同等以上の性能を満たさない LED 照明器具は原則認めないものとする。
- ⑪ 本事業は省エネ化を目的とした改修であるため、同等品を申請する場合同等品申請書に示す全体の消費電力量を基準として選定すること。

8. 作業計画書の作成

下記に事項について市と十分協議を行い、作業計画書に反映すること。

- ① 安全管理確保に必要な措置
- ② 施設運営に必要な措置
- ③ エリア・部屋ごとの工程表・停電期間
- ④ 作業に伴う足場の設置場所及び設置期間
- ⑤ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等

⑥ 既設照明器具、廃材の撤去後の処分方法

9. 作業条件等

① 文化財施設としての配慮

本施設は、埋蔵文化財の調査・活用・収蔵施設として活動しているため、工程の設定や停電期間等の調整にあたっては十分留意すること。

② 休館日

土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

③ 開館時間

8時45分～17時30分

④ 作業時間

開館日の9時から17時を基本とする。市と協議し、作業曜日、作業場所、作業時間等を決めること。

⑤ 高天井部位

添付「部屋別数量表」のとおり

⑥ 資材置場

貸与可。貸与場所は要協議。

⑦ 駐車スペース

敷地内に貸与可。

⑧ 廃棄コンテナ

敷地内に常設可。

⑨ 別工事との調整

別途下記工事を発注するため、作業ヤードの取り合いや工程について必要な調整を相互に行うこと

- ・耐震改修その他工事（令和8年8月～令和9年3月 建物東西の耐震補強とトイレ等改修）

10. 更新前の確認

更新前の施設側の不具合については受注者の責任は問わないものとするが、下記①～④の項目について更新前にも確認を行い、市に報告書として提出すること。

① 設置状態確認

② 点灯状態確認

③ 絶縁抵抗測定

更新する照明回路について測定すること。

④ 照度測定

既存照明器具の照度を事前に測定すること、照度の測定位置及び測定方法について

は、発注者と協議の上、決定するものとする。

※上記①～④については、12. 更新後の試験と同様に行うこと

11. 作業時の注意事項

- ① 工事着手前に事前調査を行い、更新内容の確認を行い、市職員に確認を行うこと。
(照明設備プロット図作成用のベース図、機器リスト等は市職員より提供)
- ② 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠すること。
LED器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用も含めて適切に行うこと。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこととする。必要に応じて適切な落下防止措置を行うこと。
- ③ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡については可能な限り清掃を行うとともに取付跡が見えないように配慮すること。
- ④ 照明器具位置を変更した際には器具取付穴や既存配線穴等が残る場合は補修を行うこと。
- ⑤ 撤去や配置換えを行った天井面等における器具設置穴等については、適宜、補修を行うこと。（配線孔跡等についてはブランクプレート等による補修、ダウンライト等の埋込穴跡についてはリニューアルプレートによる補修を行う）
- ⑥ 既存LED器具を残置とする場合は、既設ランプの色合いに合わせた器具を選定すること。
- ⑦ LED更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合、アスベストについてはみなし対応・処分を可能とする。
- ⑧ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行う。机や椅子、コンテナ等の移動が必要な場合については、市と協議すること。
- ⑨ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- ⑩ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑪ 作業に伴う電気の使用については、施設内のコンセントを可能とする。
- ⑫ 撤去のみの照明器具回路やランプを取外し器具のみ残置とする照明器具回路については、分電盤やリレー盤内等の該当回路を切り離すと共に、該当する照明スイッチのブランクプレートへの変更や「器具撤去済使用不可」等の表記を行うこと。対応については市職員と協議の上で行うこと。
- ⑬ 別途工事が予定されている場合は作業ヤードの取り合いや工程等の調整を、適宜、行うこと。

12. 更新後の試験

LED照明に更新後、下記①～④の現地試験を行い、試験報告書として提出すること。

① 設置状態確認

各LED照明が正常に設置され、器具の脱着の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。

② 点灯状態確認

各LED照明更の点灯確認を行うこと。調光照明については合わせて調光の確認、人感センサー点灯については人感知による点灯の確認を行うこと。

③ 絶縁抵抗測定

分電盤の分岐回路ごとに更新前後の絶縁抵抗測定を行い、照明器具が接続された状態で1MΩを満たしていることを確認すること。但し更新前の測定で基準値以下の場合は、更新後の絶縁抵抗が更新前より低下してなければこの限りではない。

④ 照度測定

各エリア・部屋ごとに照度測定を行うこと、更新前と同じ場所で測定し、更新後の照度が同等以上であることを確認すること。ただし、照度を落とすことを協議で可とした場合はこの限りではない。各エリア・部屋の測定点については、水平面は机上面（共用部は床面）とし、壁や柱と柱の間における各空間内で1カ所程度を目途に測定とする。（広い部屋や共用部の水平面については複数点での測定を行う）

13. 提出書類

下記書類について提出のこと。なお、部数については協議により定める

【着手時】

- ① 着手届
- ② 現場代理人及び主任技術者届
- ③ 経歴書
- ④ 施工体制台帳・再下請け通知書

【着手前】 契約後速やかに

- ① 同等品申請書（必要な場合、契約後1か月以内）
- ② 更新するLED照明器具の承諾函
- ③ 作業計画書
- ④ 事前確認報告書（項番10参照）
- ⑤ その他市が必要とするもの

【完成時】 完成後2週間目途

- ① 完了届
- ② 工事写真（工事前 工事中 完成）
- ③ 設置状況、点灯状況確認書

- ④ 絶縁抵抗測定試験成績書
- ⑤ 照度測定試験成績書
- ⑥ 照明台帳（設置および設置場所・メーカー名・型番・型式など記載のもの）
- ⑦ 照明設備プロット図（器具仕様表記等含む）
- ⑧ 現場週報・作業記録・実施工程表（左記のどれか）
- ⑨ その他市が必要とするもの

14. 添付書類

- ① 機種仕様書
 - ② 部屋別数量表
 - ③ 配灯図
 - ④ 既設電気設備図
 - ⑤ 既設立面図、断面図
- （④⑤の既設図面は現況と異なる場合あり）

15. その他

契約者又は契約者が本仕様に定める業務に従事するものは、本修繕業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」第13条に基づき、その事実を本市に通報することができる。なお、契約者は上記について、契約後すみやかに従事するものとする。